

建設委員会記録

開催日時 平成25年8月29日(木) 10:03~11:07

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

田中 惟允 委員長

辻本 黎士 副委員長

太田 敦 委員

國中 憲治 委員

秋本登志嗣 委員

山下 力 委員

川口 正志 委員

欠席委員 1名

岩田 国夫 委員

出席理事者 大庭 県土マネジメント部長

林 まちづくり推進局長

長岡 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事

(1) 平成25年度主要施策の概要について

(2) その他

会議の経過

○田中委員長 ご質問ございませんでしょうか。

その他にも含めてどうぞ。

○川口委員 さきの委員会で正副委員長にお預けをした課題があるわけです。さきの委員長は今回の辻本副委員長ですので経緯は十分ご理解いただいているかと思えますし、新規で建設委員に加わっていただいた議員も何人かいらっしゃいますけれども、何度も理事者に同じことを申し上げるのはいかがかと、こう思うのです。けれども、全くご存じない方もいらっしゃいますので、簡単に申し上げますが、もう質問をしたって同じことやと思えます。つまりは、もう実体違反ですから100条委員会が先に結論は見ましたけれども、申請の、いわば怠惰、そういうものが追及をされたわけですけれども、見えないものでも

追及したわけでありますから、見えたものはやっぱりきちっと県議会においても、これは県議会の良識をやっぱり発揮をされる必要があると、こう思うわけです。

その問題は、北葛城郡河合町に宗教法人おみち本部がお建てになっている大きな建物があるわけです。これが大変申請の内容と、建ったこの姿とがかなり違うという、違反だということなんです。そういうことで問題になっておるようであります。私は実はここ最近まで知らなんだと。しかし、県議会においても、いろいろそういった問題は指摘される必要があるではないかということが私に伝わってまいりましたので、問題の提起をしたということです。

委員長は、この現場はご存じでしょうか。北葛城郡河合町中山台二丁目1-9、おみちという教会の本部のようです。この宗教法人おみちは、平成8年6月に奈良県が認証しているようです。窓口は総務部総務課、公益法人係ということのようです。これはともかくとして、つまり高さ制限が15メートルであるにもかかわらず、建てられている構造物は22.4メートルあった。7メートルも、高いわけです、かさが高いわけ。そういうことで申請から後、いろいろ構造物が申請と違うということで問題指摘をし、指導もなされておったわけでありますが、なかなか一向にそれが進まないということで、平成22年9月30日に奈良県達で、実体違反ということで措置命令が出されたということです。つまりは、この日に措置命令を出されてから6カ月以内に是正をせよと、こういう命令ですが一向にこれが進んでいないと。

ちょっと読み上げます、是正をせよという内容は、1つ、耐火建築物でない。2つ目は、排煙設備がない、または排煙設備の構造が適合していない。3は、防火区画がなされていない。4は、堅穴というんですか、かたい穴の区画がされていない。それから、非常用照明が設置されていない。非常用進入口が設置されていない。階段の蹴上げ、蹴上がりの寸法が規定寸法を超過している。廊下幅が必要幅を満たしていない。第一種低層住居専用地域における外壁、外側の後退距離が規制寸法を満たしていない。第一種低層住居専用地域における建築物の高さが規制寸法を超えている。高度地区内における建築物の高さが規制寸法を超えていると、こういう11項目にわたる指摘をされて、その後非常用照明、非常用進入口、それから廊下幅、外壁の後退距離、これらの4項目は是正をされたということです、問題はこの都市計画法の制限規定です。いわゆる集団規定というふうですけども、これらの是正をさせないことには、いくらこの細かい単体規定、入居者や利用者が使った場合の安全のためのいろんな対処にかかわった是正がいくら進んだって、本体そのものに

問題があるのに、本末転倒の指導措置ではないかと、私は言っているわけです。

いずれにいたしましても、高さ制限より7メートル高過ぎるわけです。この構造を是正させないことには、中をいくらさわったって、補修したって、どうにもならないのではないかということになるわけ。いずれにしたって、これはもう実体的に違反があるわけです。これの位置がどうなってあのようなになったと、探ったって、どうにもならない。行き着くところまで行っていると。つまり、ふん詰まりがおきているわけです。だから、この後、行政的措置ではどうにもならない。これ以上、行政指導をやったって、めどがつくのかと。解決の見通しがつくのかと、こういうことになるわけです。あとは、それこそ民で処理できない刑のほうでいかないと、どうにもならないのではないかと、こう申し上げたいわけです。いずれにしても県は県でご苦勞いただいているのだらうと思いますけれども、そのご苦勞、ご尽力ではどうにもならない、今の現状の姿。県議会としても、これを見て見ぬふりするわけにはまいらない。ただ、私がああだこうだと言って指摘するだけで問題の解決につながらないと思いますので、これを県議会、建設委員会でどうすればよいかということ、ご審議をいただきたいと要望を申し上げる次第です。そういうことで、今日初めて委員長に申し上げるわけですが、前委員長は十分ご存じいただいていると思いますので、よくご相談をいただきたい。いずれにしたってどうするかということの所見を委員長に伺っておきたいと思うのです。

○田中委員長 お尋ねがありましたので、お答え申し上げます。

委員長を引き継ぎのときに、この案件があるということは伺いました。ですから、課題を抱えているということは伺ったのですが、具体的な内容については、まだ調査するところまで至っておりません。今後、調査並びにいろいろと研究してみたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○川口委員 はい、お預けいたします。

○田中委員長 よろしく願いいたします。

ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を終わります。

なお、委員の方はしばらくお残りください。